

相模原市立相模川自然の村条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 2 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 3 6 号

相模原市立相模川自然の村条例の一部を改正する条例

相模原市立相模川自然の村条例(昭和 5 9 年相模原市条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 5 項中「限る」の次に「。次項において同じ」を加え、「同項」を「第 5 条第 1 項」に改め、同項ただし書中「その限りでは」を「、この限りで」に改め、同条第 6 項中「(利用する日数及び人数を減ずる変更に限る。)」を削り、「場合は」を「ときは」に改める。

第 1 9 条第 1 項中「かつ、」の次に「特に緊急を要するため」を加え、「いとまがない」を「時間的余裕がないことが明らかである」に改める。

別表中「第 4 条、」を削り、

1, 3 0 0 円
4 5 0 円

を

「

1, 6 0 0 円
5 5 0 円

に改める。」

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、令和 9 年 4 月 1 日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。